

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 施行期日に関する修正

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成二十九年四月一日とすること。
(本則関係)

第二 支払期月の特例に関する修正

一 受給資格期間の短縮に係る老齢基礎年金等で平成二十九年五月分から同年九月分までのものについては、国民年金法第十八条第三項の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する支払期月後の支払期月で政令で定める支払期月に支払うことができること。
(附則第三項関係)

二 受給資格期間の短縮に係る老齢厚生年金等について、一に準じた修正を行うこと。(附則第四項関係)

第三 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。